

坂田地区の埋立事業における港での放射線量の測定結果について（平成30年11月分）

坂田地区の埋立事業については、覚書において、搬入港で放射線量を測定することが締結されており、その測定結果が報告されています。

数値については、除染の基準とされる数値（0.23 マイクロシーベルト毎時）と比較しても、問題となる数値ではありませんでした。

記

〈館山港での測定〉

- ①測定方法 館山港に積み降ろされる「搬入土砂」について、船ごとに事業者が測定し、測定結果が、月に1度に市に報告される。
※天候などによって、測定できない場合もあります。
- ②測定機器 シンチレーション式サーベイメータ
（日立アロカメディカル社製 TSC-172B）
※館山市が使用する測定器と同タイプ
- ③測定結果 平均0.020 μ Sv/h

〈参考〉

○除染の基準値：0.23 マイクロシーベルト毎時

追加被曝線量が、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し、そこから逆算し求められた数値、環境省から示されている。

担 当 建設環境部環境課 環境対策係 TEL 0470-22-3352



